

社会福祉法人の地域公益事業の展開方法

～岡山県における取組みからの考察～

社会福祉学科特任教授 小坂田 稔

1. はじめに

少子高齢化が急速に進む現在、地域生活において、従来とは異なり、生活ニーズは多様化、複雑化、重複化してきている。こうした生活ニーズに対応していくために、2000年に制定された社会福祉法において「地域福祉の推進」がこれからのわが国の福祉の中核として位置づけられた。そして、さらに2017年の改定において、社会福祉法人に大きな役割が求められることとなった。それが「社会福祉法人の地域公益事業」（以下、「地域公益事業」）の推進である。

本研究では、この事業の展開方法について岡山県社会福祉協議会を中心としたこれまでの取組みを基に考察し、今後の地域公益事業の取組みにつなげていくことを目的としている。

2. 地域公益事業が求められる背景

(1) 要介護高齢者の増加

2000年の介護保険制度の開始以来、確実に要介護高齢者は増加し、2014年度では590万人を超える数となっている。（図1）

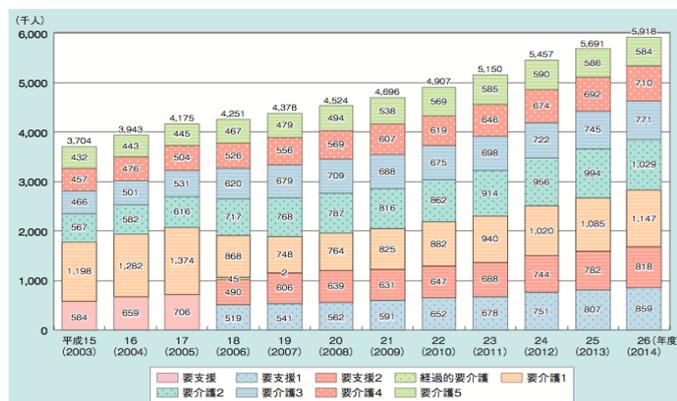


図1 第1号被保険者の要介護度別認定者数の推移

出所：内閣府「平成29年度版高齢社会白書」

(2) 認知症者の増加

要介護者の増加の中でも特に増加しているのが認知症者の増加である。軽度認知症者(MCI)を含めると約862万人と推計されており(図2)、団塊世代が後期高齢者となる2025年には1,000万人を超えると推計されている(図3)。

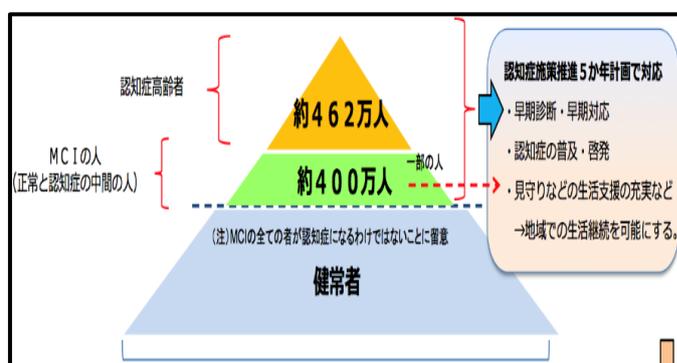


図2 認知症者数の推計

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成24年(2012)	平成27年(2015)	平成32年(2020)	平成37年(2025)	平成42年(2030)	平成52年(2040)	平成62年(2050)	平成72年(2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数 / (千人)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数 / (千人)	462万人 15.0%	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

図3 認知症高齢者の将来推計

出所：厚生労働省(H26.11.19)「第115回 社保審-介護給付費分科会」資料

(3) 高齢者のみ世帯の増加

高齢者数の増加とともにひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ等の「高齢者のみ世帯」が増加し、高齢者世帯全体の約6割を占め、1980年の約2倍となってきている(図4)。

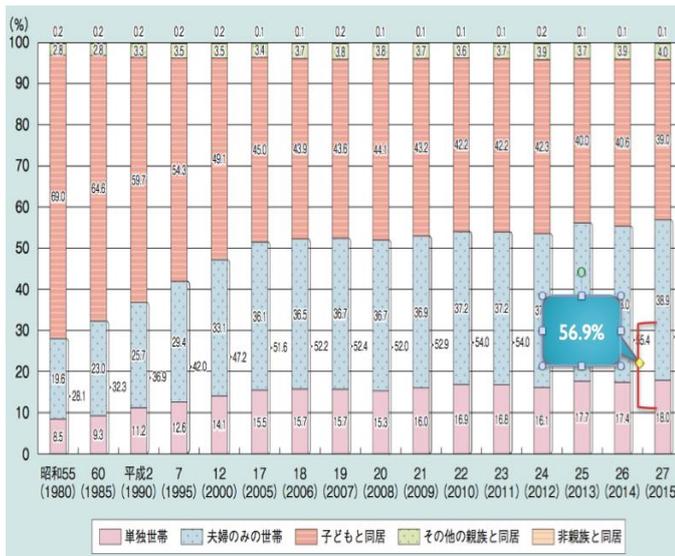


図4 高齢者世帯の状況

出所:内閣府「平成29年度版高齢社会白書」

(4) ひきこもり者の増加

ひきこもり者の年齢は30歳代、40歳代、50歳代が多く、こうした人たちは60歳代、70歳代、80歳代の高齢の親と同居しており、「8050問題」「7040問題」「6030問題」と呼ばれ、「介護や経済的な問題を抱えた生活となっている(図5)。

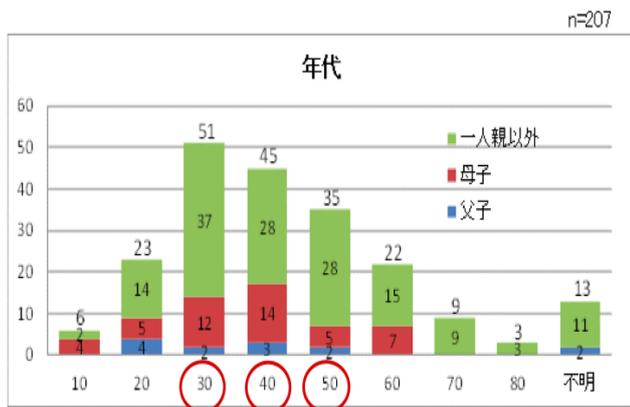


図5 ひきこもり者の状況

資料:総社市社会福祉協議会「ひきこもり懇談会調査」2015年

(5) 地域生活問題の多様化・複雑化・重複化 - 制度の狭間の問題の増加

上記の高齢者を取り巻く状況により、「老老介護」「認認介護」「介護離職」「高齢者虐

待」「孤立死」「貧困」など、多様な地域生活課題が起こっている。さらにこれらの問題は、複雑化とともに1世帯の中に重複しているところに大きな特徴を持っている。そしてこれらのほとんどが既存の制度では対応できない「制度の狭間の問題」となっている。

3. 改正社会福祉法とこれからの社会福祉法人の役割

(1) 改正社会福祉法による社会福祉法人制度改革の目的

2016年3月、社会福祉法が改正された。

その主たる目的は以下のものである。

①社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体対応困難な福祉サービスの供給を含め、地域におけるさまざまな福祉ニーズを充足するための取組に積極的に取り組んでいくことを本旨とする存在である。

②こうした社会福祉法人の本旨は、現行社会福祉法第24条において、「経営の原則」として規定されているところであるが、福祉ニーズが多様化・複雑化・重複化する中、社会福祉法人の果たすべき役割がますます重要になっていることを踏まえ、同条を改正し、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっての責務として明確に規定することとした。

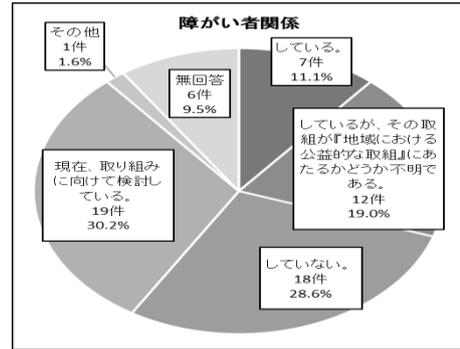
(2) 社会福祉法人と地域公益事業(経営の原則)

この社会福祉法改定の目的を基に社会福祉法第24条に第2項(経営の原則)が付け加えられ、社会福祉法人が積極的に「制度の狭間の問題」に取り組む方向が示された。

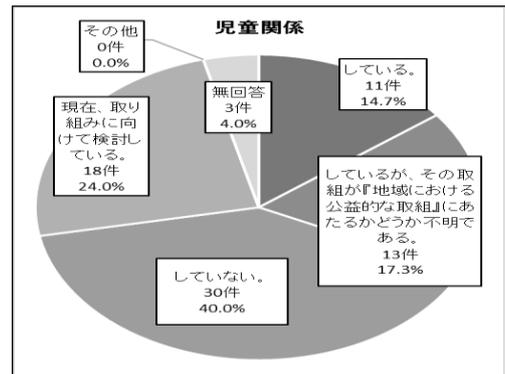
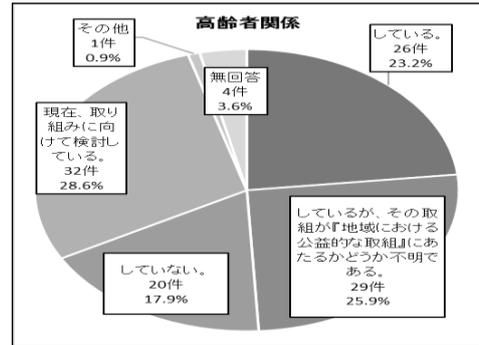
(経営の原則等)

改正法第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、**無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。**



①



4. 岡山県内社会福祉法人の取り組み状況- アンケート調査結果から

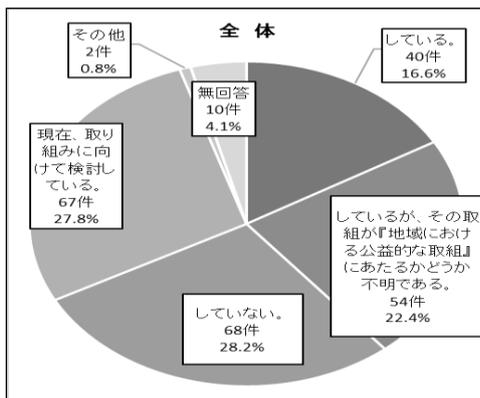
社会福祉法改定を受け、岡山県内社会福祉法人の地域公益事業の取り組み状況を把握することを目的に以下の内容で調査を実施した。

- ・調査実施者： 岡山県社会福祉協議会
岡山県地域公益活動推進研究会(座長小坂田稔)
- ・調査対象:岡山県内社会福祉法人の主要事業所 490 箇所
- ・調査期間： 平成 28 年 12 月～1 月
- ・調査方法： 郵送調査法
- ・回収数： 241 事業所(回収率 49.2%)
高齢者関係 112(46.5%)
障害者関係 63(26.1%)
児童関係 75(31.1%) その他 3(1.2%)

その結果、取り組み状況が見えてきた。

(1) アンケート調査結果

〔質問〕 貴施設・事業所では、『地域における公益的な取組』をしていますか？



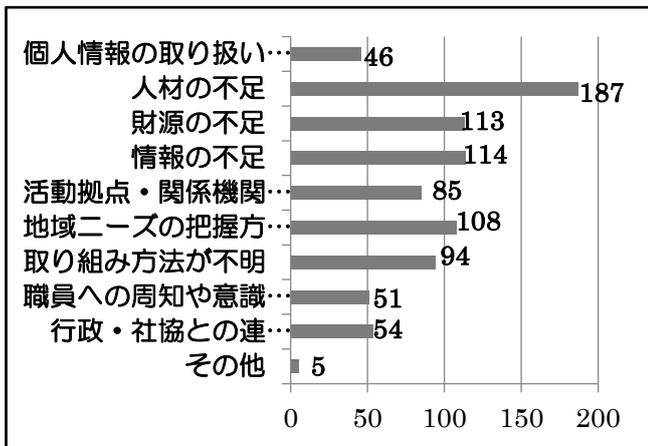
- ① 「している」・・・40 件 (全体の 16.6%)
- ② 「しているが、その取組が『地域における公益的な取組』にあたるかどうか不明。」・・・54 件 (22.4%)

- ③ 「していない」・・・68 件 (28.2%)
- ④ 「現在、取り組みに向けて検討している」・・・67 件 (27.8%)

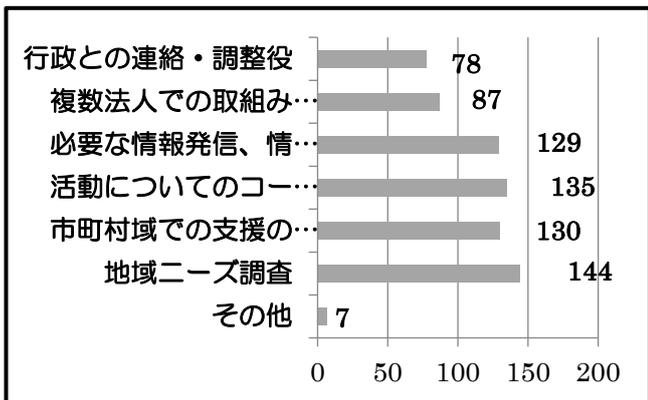
施設・事業所分野別では、

- ① 「している」・・・
高齢者関係では 26 件 (23.2%)、
障害者関係では 7 件 (11.1%)、
児童関係では 11 件 (14.7%)

[質問]「地域における公益的な取組」を行うにあたっての課題は？(複数回答)



[質問]『地域における公益的な取組』を行っていくにあたり、県社協や市町村社協の役割として、どのようなことを期待していますか？(複数回答)



(2) 調査結果から見てきたこと

多くの社会福祉法人が「地域における公益的な取組」に取り組む姿勢があることが分かった。しかし、まだ具体的な内容については情報の不足等により不十分な理解・認識にとどまっている。そのために、研修の場や情報提供、さらには環境(人材や財源等)整備の体制づくりが喫緊の課題といえる。こうした課題解決に向けての役割が県社会福祉協議会と町村社会福祉協議会に期待されている。

5 岡山県地域公益活動推進研究会での検討 一様々な課題解決への研究・検討

調査結果から見てきた岡山県内の社会福祉法人の地域公益事業の取り組み状況を踏まえて、オール岡山としての取り組みを進めていくための研究を行うこととし、岡山県社協に「岡山県地域公益活動推進研究会」(座長小坂田)を設置し検討を進めた。

◆ 委員構成

No.	選出区分	所属	市町村
1	施設(老人)	県経営協理事/県青年会相談役	総社市
2	施設(老人)	老人福祉施設協議会理事 (副座長)	岡山市
3	施設(保育)	県経営協副会長/県青年会会長	倉敷市
4	施設(保育)	県経営協理事	津山市
5	施設(障害)	県青年会副会長	倉敷市
6	施設(障害)	県青年会幹事	津山市
7	社協	市社協事務局長 (副座長)	総社市
8	社協	市社協事務局次長	倉敷市
9	社協	岡山県社協	
10	学識	美作大学教授 (座長)	
11	学識	川崎医療福祉大学講師	

6. 「岡山県地域公益活動推進センター」設立—オール岡山への拠点

(1) 岡山県地域公益活動推進センター」設立

研究会での協議を経て、オール岡山の地域公益事業を推進していくための拠点「岡山県地域公益活動推進センター」を設立していくこととし、その取り組みを進めた。

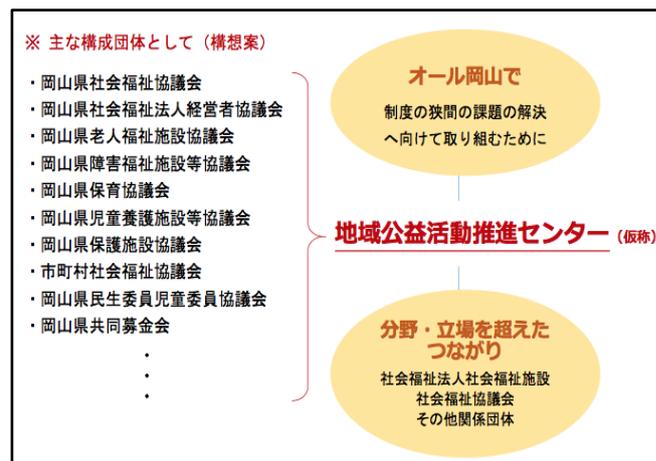


図6 地域公益活動推進センター構想図

そして平成30年3月27日、「岡山県地域公益活動推進センター」(愛称:岡山ささえ愛センター)を設立した。(写真)



図 8 主な 5 津の推進事業

(2) 岡山県地域公益活動推進センター 組織体制・推進体制

組織体制・推進体制は、各種別組織からの代表者等により構成する「運営委員会」を中核として、「地域公益推進会議」(3つの部会を持つ「課題別検討会」)などから構成する(図 7)。

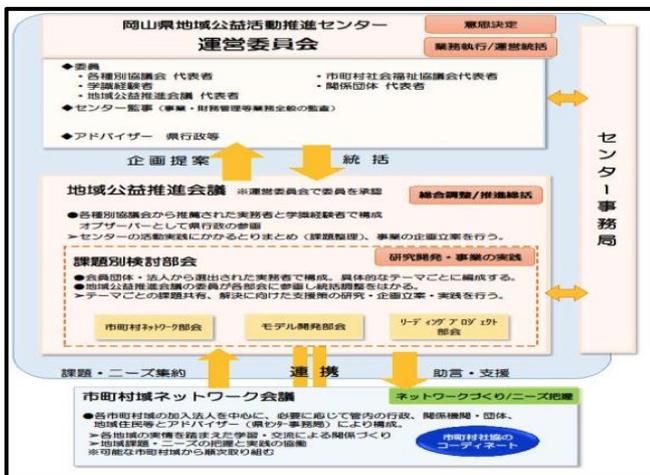


図 7 岡山県地域公益活動推進センター 組織体制・推進体制

(3) 主たる推進事業

事業としては「機運づくり」「モデルづくり」「市町村域ネットづくり」「ひとづくり」「見える化」の 5 つの事業を推進していく(図 8)。

7. 今後の研究に向けて

今後は、これまでの研究や取組みを基にして、さらに以下の点を加え、地域福祉の視点から分析・考察を進めていく。

- (1) 「岡山県地域公益活動推進センター」の果たす役割と成果・課題についてみていく
 - (2) 市町村域のネットワーク活動の取り組みについて、成果と課題をみていく
 - (3) 各社会福祉法人の地域公益活動への参加意識について調査・分析していく
 - (4) これからの社会福祉法人による地域公益活動の在り方について纏めていく
- これらのことについて地域福祉の視点で分析・考察を進める。